

熊本県公報

号外 第20号
令和元年(2019年)
10月7日(月)
(毎週 火・金発行)

目次

公 告

○熊本県天草ビジターセンターの指定管理者の募集…………… (自然保護課) 1

公 告

熊本県公告第359号の2

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和元年(2019年)10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
熊本県天草ビジターセンター(以下「ビジターセンター」という。)
 - (2) 所在地
上天草市松島町合津6311番1号地内
 - (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 11,410.50平方メートル(駐車場 約3,000平方メートルを含む。)
イ 主な建物 ビジターセンター(鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積427.43平方メートル)
 - (4) 施設の概要
ビジターセンター(事務室、カウンター、レクチャールーム、企画展示コーナー、機械室、倉庫)、公衆トイレ、ポンプ室及び駐車場
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 天草地域の自然及び人文に関する資料の展示及び解説
 - (2) その他ビジターセンター設置の目的を達成するために必要な業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年(2020年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から熊本県に対する窓口として代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ウ)及び(エ)に掲げる書類については、構成員それ

それぞれについて提出すること。

エ 申請については、一のグループにつき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

オ 代表団体は(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、その他の構成員は(1)から(7)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。

5 申請の手続

(1) 申請書類

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。

なお、熊本県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

ア 指定管理者指定申請書(熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第46号)別記様式)

イ 熊本県天草ビジターセンター指定管理者事業計画書及び収支予算書

ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者を除く。)

ク 納税証明書

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

(イ) 熊本県の県税(県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書

ケ その他知事が必要と認める書類

(ア) 熊本県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金の請求・受領をする団体等を明らかにした書類)

(ウ) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと及び手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないことを証する書面

(エ) 熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく暴力団との関係の確認に関しての申立書

(2) 申請書類の提出先

熊本県環境生活部環境局自然保護課自然環境・公園班(県庁行政棟新館5階)

郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号096-333-2274(直通)

(3) 提出期間

令和元年(2019年)10月21日(月)から令和元年(2019年)11月1日(金)までの日(熊本県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着とする。

電子メール又はファクシミリでの提出は受け付けない。

(4) 提出部数

2部

6 指定管理候補者の選定

令和元年11月上旬に開催予定の指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会という。’)の選考意見を踏まえて、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者とし、最終的に熊本県において選定する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、令和元年(2019年)10月7日(月)から令和元年(2019年)11月1日(金)までの間に交付する。

8 説明会

現地説明会への参加を希望する場合は、令和元年(2019年)10月18日(金)

までに、5(2)に対し、電話により法人等の名称、参加者の氏名及び現地説明会の開催希望日を伝えその参加を申し込むこと。

なお、現地説明会の開催日時(令和元年(2019年)10月下旬予定)及び開催場所については、10月中旬を目途に参加希望者に電話により連絡する。

9 留意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、熊本県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、熊本県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 委託料は、ビジターセンターの維持管理に係る経費とする。
- (4) 問合せ先
5(2)に同じ。